

市民局における多文化共生施策関係事務職員の任用の要件等に関する要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」（令和2年4月1日施行。以下「採用要綱」という。）に基づき任用される、市民局における多文化共生施策関係事務職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用の要件について

採用要綱第2条第1項第2号に規定する必要な免許・資格等は、Word、Excelなどパソコンソフトの基本的な操作ができることとする。

3 選考の方法について

採用要綱第2条第4項に規定する競争試験又は選考の方法については、面接による選考とする。

4 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

5 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次に掲げるとおりとする。

(1) 勤務日数

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

(2) 勤務時間及び休憩時間

勤務時間	休憩時間
午前9時00分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時まで

6 休日について

会計年度任用職員の休日は次に掲げるとおりとする。ただし、休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替える。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 市民局長が定める日

附 則

この要綱は、令和7年7月7日から施行する。